

広島県告示第六百号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によって、令和三年五月三十一日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和三年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	特定農業用ため池の名称
広島県安芸郡海田町	宮脇谷池外三箇所（別表一のとおり）
広島県安芸郡熊野町	菅田奥池外六箇所（別表二のとおり）
広島県安芸高田市	木舟1号池外九八箇所（別表三のとおり）
広島県江田島市	横山（別表四のとおり）
広島県尾道市	第1調整池外一六九箇所（別表五のとおり）
広島県呉市	向田外三六箇所（別表六のとおり）
広島県庄原市	粟ヶ段池外四九八箇所（別表七のとおり）
広島県神石郡神石高原町	小田迫池外四六箇所（別表八のとおり）
広島県世羅郡世羅町	下池外三六箇所（別表九のとおり）
広島県竹原市	河田下池外一箇所（別表一〇のとおり）
広島県豊田郡大崎上島町	七窪池外三箇所（別表一一のとおり）
広島県廿日市市	桧ノ迫 A 外一箇所（別表一二のとおり）
広島県東広島市	越本奥池（1）外千八九箇所（別表一三のとおり）
広島県広島市	上影外二三箇所（別表一四のとおり）
広島県福山市	己の池外四〇〇箇所（別表一五のとおり）
広島県府中市	寺迫池外八〇箇所（別表一六のとおり）
広島県三原市	福田池外八二箇所（別表一七のとおり）
広島県三次市	祝堤外三七三箇所（別表一八のとおり）
広島県山県郡北広島町	奥見谷池外六九箇所（別表一九のとおり）

別表一から別表十九までは、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。